
長岡市

指定緊急避難場所・指定避難所

開設運営マニュアル

(感染症対策)

(令和6年度作成)

長岡市危機管理防災本部

目次

第1章 平時からの事前対策	1
1-1 避難スペースの検討・確保	1
1-2 体調不良者が滞在する専用部屋等の検討・確保	1
1-3 感染症を考慮したレイアウトの作成	1
1-4 感染症対策物資の配備	2
第2章 開設時の対応	3
2-1 受付場所、避難者が滞在する部屋等の設置	3
2-2 避難者の受付・誘導	3
第3章 運営時の対応	5
3-1 健康状態の確認	5
3-2 体調不良者への対応	5
3-3 施設内の感染防止対策	6
3-3-1 基本的な感染症対策の実施	6
3-3-2 体調良好者が利用するスペースの区割り	6
3-3-3 換気	7
3-3-4 衛生環境の確保	7

【参考資料】

① 体調不良者専用室のレイアウト (例)	8
② 避難施設におけるゾーニングのイメージ	9
③ 避難所レイアウト (例)	10
④ 避難所滞在スペースのレイアウト (例)	11
⑤ 感染防止対策等のお願い	12
⑥ 避難者名簿 (世帯単位)	13
⑦ 体調チェック表	14
⑧ 内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」入力例	15
⑨ ごみの捨て方について	16
⑩ 次亜塩素酸ナトリウム液の作り方	17
⑪ 感染症対策物資一覧	18

第1章 平時からの事前対策

1-1 避難スペースの検討・確保

- 1 避難施設での3つの「密」を回避するため、十分な避難スペースが必要となることから、各避難施設において施設管理者と協議の上、使用可能な部屋等を最大限確保します。
- 2 避難施設内では、人と人の距離はできるだけ2m（最低1m）確保するよう検討してください。
- 3 洪水は河川ごとに想定浸水深が異なるため、使用可能な階数が変わる場合があります。
- 4 施設によっては、平日・休日・日中夜間など時間帯で使用可能な部屋等が変わる場合があります。

1-2 体調不良者が滞在する専用部屋等の検討・確保

- 1 感染対策上の観点から、体調不良者と体調良好者の接触機会を減らすため、滞在するゾーンと動線を分離します。
- 2 体調不良者には、専用の部屋（できる限り個室）、トイレを確保します。
- 3 個室が確保できず、複数の体調不良者を同室とする場合は、段ボールパーティションや避難所用テント等で空間を間仕切り、感染防止を図ります。
- 4 専用のトイレが確保できない場合は、段ボールトイレやトイレ用テントを活用します。
- 5 体調不良者の専用の部屋の近くに、別室で家族用の待機部屋も確保することが望ましいです。

資料① 発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

1-3 感染症を考慮したレイアウトの作成

- 1 住環境の良い部屋は、要配慮者、体調不良者の利用を優先します。
- 2 福祉避難室は体調不良者の専用の部屋から離れた場所で確保します。
- 3 避難者をどの部屋から順に収容していくか、使用する部屋の優先順位を決めます。
- 4 動線を考慮し、避難者の受付場所を決めます。

資料② 避難施設におけるゾーニングのイメージ

資料③ 感染症対応時の避難所レイアウト（例）

資料④ 避難所滞在スペースのレイアウト（例）

1-4 感染症対策物資の配備

- 1 避難施設内での感染を防止するため、感染症対策物資を配備します。
- 2 物資の保管場所や数量、使用方法などについて、避難施設の現地確認や防災訓練などの場で、確認・把握します。
- 3 避難施設の物資保管スペースの制約により、事前に物資が配備できない施設があります。そのような施設では、必要に応じて保管庫から物資を輸送します。

資料⑪ 感染症対策物資一覧

【新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更（令和5年5月8日以降）に伴う対応について】

日常における基本的な感染対策（マスクの着用、手洗い等の手指衛生や換気等）は、個人の判断に委ねることが基本となりますが、避難施設へは高齢者等重症化リスクが高い方も避難されることから、以下の国の通知を踏まえて、当面の間、避難施設における感染対策は原則としてこれまでの対応を継続します。

- ・「避難所におけるマスク着用等の考え方について」（令和5年3月31日付け府政防第611号他）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」（令和5年4月28日付け府政防第704号他）

第2章 開設時の対応

2-1 受付場所、避難者が滞在する部屋等の設置

- 1 できる限り密になりにくい場所（施設入口等）に受付場所を設置します。
- 2 受付で使用する様式類・物品を用意します。

【様式類】

- 資料⑤ 避難施設における感染防止対策等のお願い
- 資料⑥ 避難者名簿（世帯単位）
- 資料⑦ 体調チェック表

【物品】

- ・マスク
- ・アルコール消毒液
- ・靴入れ用ビニール袋（避難者配布）
- ・プラスチック手袋
- ・非接触式体温計（体温計）
- ・事務用品

- 3 事前に検討した避難者用の部屋の配置レイアウト、動線を確認します。
- 4 各部屋等に必要な物資（段ボールパーティション等）を設置します。

2-2 避難者の受付・誘導

- 1 受付職員は、マスク、プラスチック手袋、フェイスシールドを着用します。（フェイスシールドは、単発的に、避難者に短時間（15分以内）で接する場合は不要）
- 2 受付職員は、避難者と距離（1m）を保ちながら対応を行います。
- 3 避難者の受付・誘導は、下記のとおり行います。

【受付・誘導手順】

	項目	内容
1	手指消毒	・アルコール消毒液で手指を消毒してもらう。
2	マスク配布 （該当者のみ）	・マスクをしていない避難者がいた場合は、備蓄のマスクを配布する。
3	書類等の配布	・靴入れビニール袋、上記様式類（資料⑤～⑦）を避難者に配布する。
4	書類の記入・提出	・「避難者名簿」は世帯主が記入後、受付職員に提出してもらう。

		<ul style="list-style-type: none"> ・「体調チェック表」は、避難者が記入後、受付職員に提出してもらう。 ・「体調チェック表」は、避難者自身で検温の上、体温を記入してもらう。 (原則、避難者が携行した体温計で計測してもらう。体温計を携行していない場合は、備蓄の体温計を貸出す。)
5	「体調チェック表」の確認・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良者 ⇒「体調チェック表」を預かり、体調不良者「専用部屋等」に誘導 (預かった「体調チェック表」は、「避難者名簿」の「家族」欄に「体調不良・専用」と記入した後、避難者本人に返却) ・体調良好者 ⇒「体調チェック表」を返却し、体調良好者の滞在ゾーンに誘導

- 4 気象状況等により、避難者が長時間屋外で受付を待つことが適当でない場合には、いったん屋内に避難させてから受付を行うことも考えられます。
- 5 避難者が多くなり、避難者間の距離を1 m以上確保することが難しくなった場合でも、水害等で屋外が危険な状況下においては、危険がなくなるまでの間、避難者の受け入れを行います。

第3章 運営時の対応

3-1 健康状態の確認

- 1 地区防災センター職員は、毎朝、検温の上、「体調チェック表」を記入します。
- 2 避難者は、毎朝、検温の上、「体調チェック表」を各自で記入します。
- 3 体調不良者は、記入した「体調チェック表」を地区防災センター職員に提出します。職員は、「体調チェック表」をいったん預かり、体調不良者の専用部屋に誘導します。
- 4 避難施設の敷地内で車中泊、テント泊で避難生活を送っている人の健康状態についても確認します。
- 5 車中泊等している避難者へは、エコノミークラス症候群の予防として、歩行や水分補給等を進めるなど、適切な支援を行います。

3-2 体調不良者への対応

- 1 体調不良者は、自身の症状等に応じて必要な場合は、自分でかかりつけ医等に連絡を行い、受診等の指示を受けます。
- 2 地区防災センター職員は、体調不良者の様子や「体調チェック表」の内容から、医療受診が必要と思われる場合は、避難者に対して連絡を促します。
- 3 体調不良者は、医療機関を受診した場合、職員に診断結果を報告します。
- 4 地区防災センター職員は、体調不良者の対応について不明な点がある場合は、災対福祉部（保健医療課）に連絡し、指導・助言を受けます。
- 5 地区防災センター職員は、避難者の感染が確認された場合、災対避難部に報告します。感染者の移動や各部屋の消毒等については、災対福祉部（保健医療課）及び災対避難部と連携しながら必要な対応を行います。
- 6 地区防災センター職員は、内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」により避難者数の報告を行う際に、次の事項をシステムの「避難所状況＞特記事項（最下段）」欄に入力し、災対避難部に報告します。
 - ・ 自宅療養者数
 - ・ 上記以外の体調不良者数

資料⑧ 内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」入力例

【関係連絡先】

災害対策本部事務局（危機管理防災本部） 災対避難部		☎ 39-2340、39-2262 FAX 39-2283 ✉ bousai@city.nagaoka.lg.jp
災対福祉部	保健医療課	☎ 39-2383 FAX 39-2282 ✉ hokeniryu@city.nagaoka.lg.jp
	福祉総務課	☎ 39-2371 FAX 39-2275 ✉ fukushi@city.nagaoka.lg.jp

感染症に関する健康相談窓口

- 長岡保健所（医薬予防課）
【平日】午前8時30分～午後5時15分
☎ 0258-33-4932
- 夜間の救急医療電話相談（概ね満15歳以上）
【毎日】午後6時から翌朝午前8時まで
☎ #7119（つながらない場合は025-284-7119）
- 夜間の小児救急医療電話相談（15歳未満）
【毎日】午後6時から翌朝午前8時まで
☎ #8000（つながらない場合は025-288-2525）

3-3 施設内の感染防止対策

3-3-1 基本的な感染症対策の実施

- 1 避難施設内の全ての人、マスクを着用し、咳エチケットを守ります。
- 2 こまめに手洗い、手指消毒を行います。

3-3-2 体調良好者が利用するスペースの区割り

- 1 一家族が一区画（目安は3m×3m）を使用し、人数に応じて区画の広さを調整します。
- 2 家族間の距離を1m以上あけます。可能であれば、個人間の距離はできれば2m（最低1m）あけることが望ましいです。
- 3 テープ等による区画、パーティション、テントゾーンの通路の幅は1～2m以上とします。

3-3-3 換気

- 1 換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けて行います。窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。
- 2 換気の時間はルールを決めて行うことが望ましいです。

3-3-4 衛生環境の確保

- 1 ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等の共用部分はこまめに消毒します。
- 2 トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回消毒します。
- 3 ごみは各家庭で管理し、密閉して廃棄します。施設内のごみ箱にはふたをします。
- 4 ウイルスが付着している可能性が高いごみ（使用済のマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、弁当の容器など）は、処理する際に、ごみに直接触れない、ごみ袋をしっかり縛って封をする、ごみを取り扱ったあとはしっかり手を洗う、などの対策を実施します。
- 5 体液等で汚れた衣服は、マスク、手袋を着用し、ほかの衣料と分けて洗います。なお、おう吐物、汚物等がついたものは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸けて下洗いしてから、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かします。

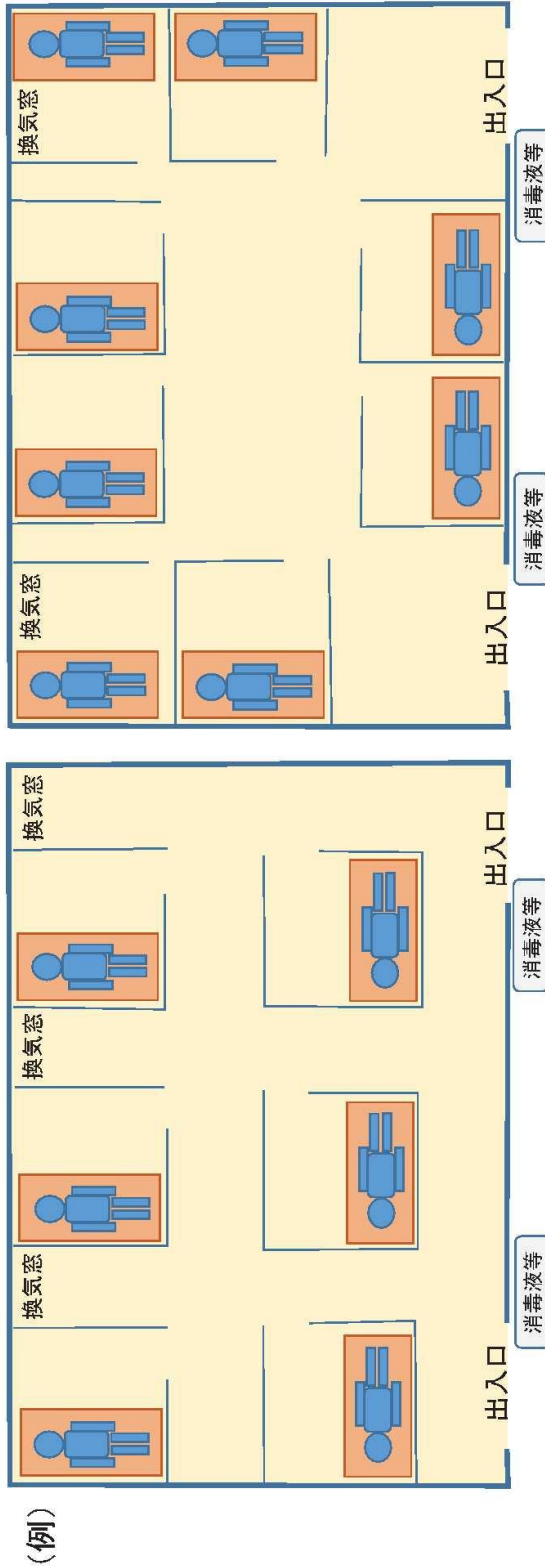
資料⑨ 避難所でのごみの捨て方について

資料⑩ 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※ 濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座席で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・ 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・ 感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

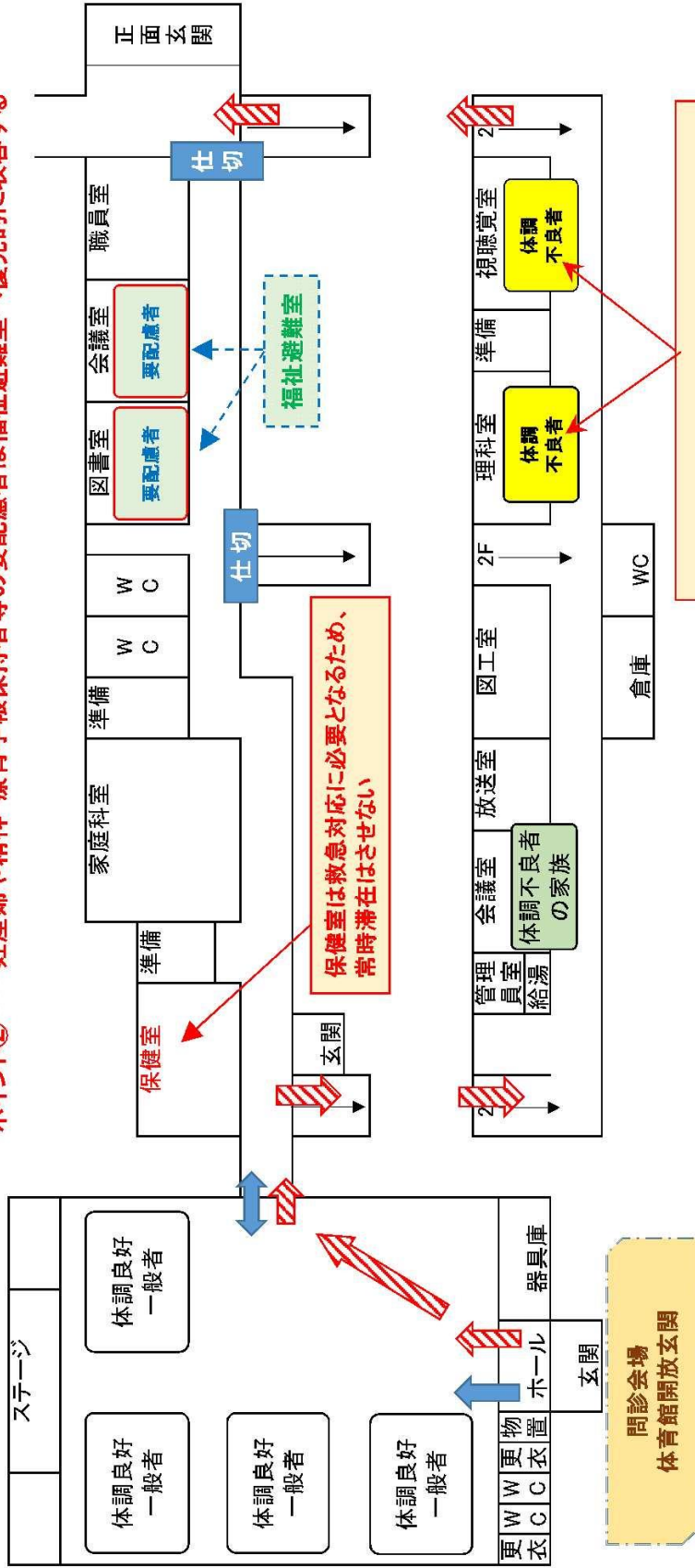
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

資料①

(出典：内閣府資料)

避難施設におけるゾーニングのイメージ

ポイント① …… 体調不良者と要配慮者を明確に区分する
 ポイント② …… 妊産婦や精神・療育手帳保持者等の要配慮者は福祉避難室へ優先的に収容する

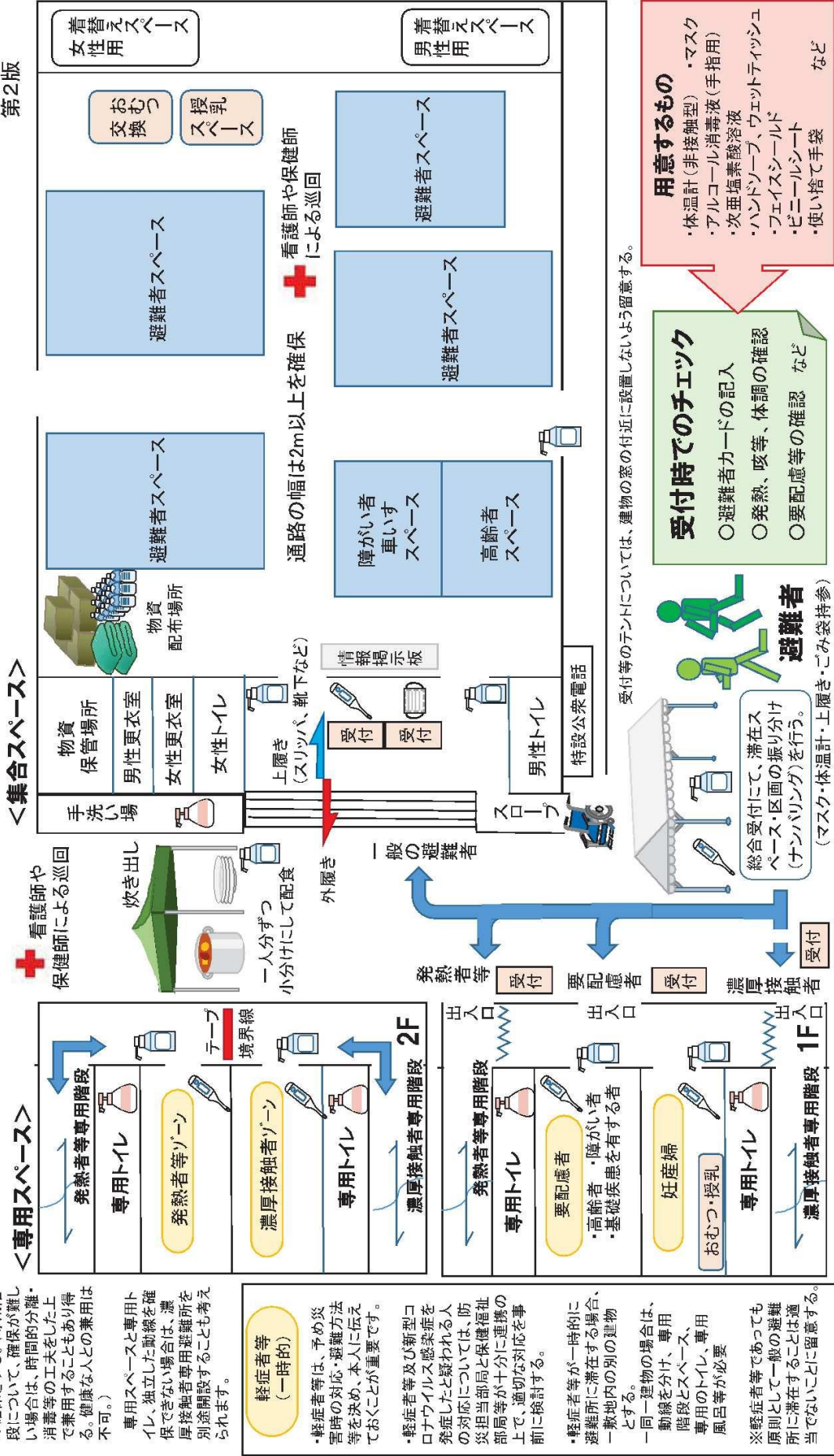


↓ 体調良好者
 ↓ 体調不良者

感染の疑いのある体調不良者は、階を区切り、明確に区分する。(トイレの利用も区分する。)
 現地の状況に応じ、福祉避難室用の段ボールベッド等の資機材は、体調不良者用としても適宜使用可能。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2.6.10
第2版



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

軽症者等（一時的）

- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。
- 軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を疑われる人発症したと疑われる人の対応については、防犯部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。
- 軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とす。
- 同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要。

※ 軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

避難所滞在スペースのレイアウト（例）

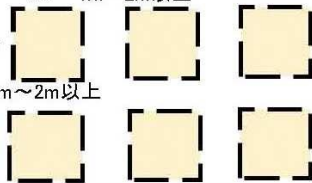
● 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。

感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

● 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

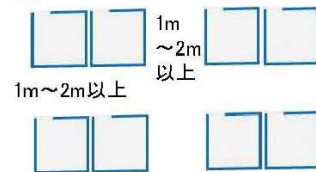
(例) 3m 1m~2m以上
3m 1m~2m以上



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける
- ※ スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)

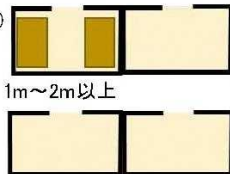


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)

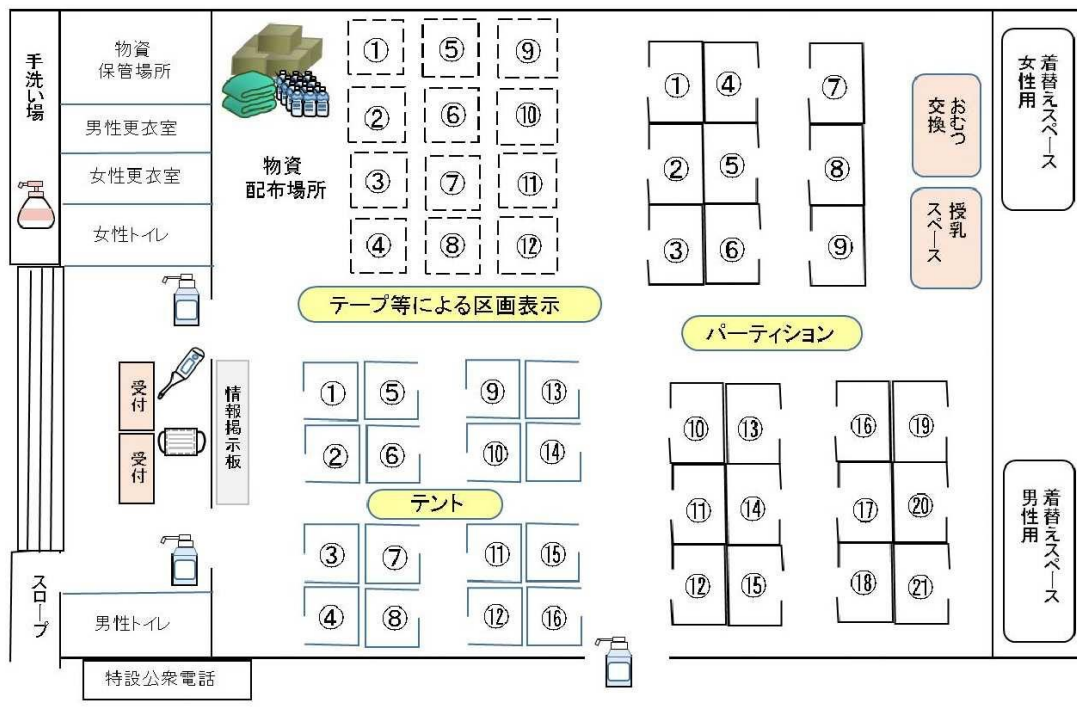


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

● テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞っているか分かるように管理する。



(出典:内閣府資料)

避難施設における感染症防止対策等のお願い

避難施設への持ち物

食料や飲料等のほか、マスク、消毒液、体温計、上履き、ごみ袋をお持ちください。

受付・入室の流れ

- ① 履いてきた靴は、受付で配るビニール袋に入れ、ご自身で管理してください。
- ② 世帯で1枚「避難者名簿（世帯単位）」を受け取ってください。
世帯の代表者が記入し、受付に提出してください。
- ③ 1人1枚、「体調チェック表」を受け取り、記入してください。
また、持参した体温計で、体温を測り、「体調チェック表」に記入してください。
(自分で持ってきた体温計が無い場合は、運営スタッフにお伝えください)
⇒ 全て記入が終わったら、「体調チェック表」を受付に提出してください。
体調がすぐれない方は、専用の部屋にご案内します。

「体調チェック表」は、入所後も全員が自分で保管し、
「毎朝の体温」などの体の状態を継続して記入してください。

- ④ 避難スペースにご案内します。

施設内での感染症防止対策ルール

【毎日の健康チェック】

- ・ 毎朝、検温し、「体調チェック表」に体温等の健康状態を記入します。
チェック項目に「はい」がある場合は、運営スタッフにお伝えください。

【手洗い、咳エチケット等の実施】

- ・ 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い、手指の消毒を行きましょう。
- ・ ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを行きましょう。

【密集場所の回避】

- ・ 家族世帯ごと等のスペース間は前後左右1～2mほど離れるか、向かい合わせではなく背を向けて座るようにしましょう。
- ・ トイレや洗面所等では、待機中に密集にならないよう十分な距離を保ちましょう。

【密接場面の回避】

- ・ 可能な限り真正面での会話を避け、マスクを着用し、十分な距離を保ちましょう。
- ・ 段ボールベッドや布団は、頭の位置が互い違いになるよう配置しましょう。

【密閉空間の回避】

- ・ 避難施設内は、十分な換気を実施するように努めましょう。

【衛生環境の確保】

- ・ ごみは家族で管理し、密閉して破棄しましょう。(ゴミ箱にはふたをしましょう)
- ・ 避難スペースの整理整頓、清掃を協力して行いましょう。

避難場所から退所するとき

- ・ 避難スペースの清掃は各自でお願いします。
- ・ ごみは密閉し、破棄するか各自お持ち帰りください。
- ・ 退所する旨を運営スタッフへお伝えください。

指定緊急避難場所又は
指定避難所において管理

避難者名簿（世帯単位）

様式 6

(避難施設名)

- 避難所での生活支援を受けるために、二重線の枠内を記入し、担当者へお渡しください。
 ○この書類を提出することで避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
 ○内容に変更がある場合及び避難所を退所するときは、担当者に報告してください。
 ○記入された情報は、避難所における各種支援活動に関わる関係者において共有します。
 ○長岡市は、記入された個人情報について関係法令等に基づき適切に利用します。

①	住所	※都道府県名から記入し、番地や建物名、部屋番号まで記入してください					電話 番号		
	世帯代表者 ふりがな 氏名				避難日時		月	日	時頃
②	家 族	ふりがな 氏名	性別	年齢	生年月日	続柄	病気、障害、妊娠、アレルギーを有するなど配慮が必要な場合は記入	感染症に関し、該当する項目がある場合は○をつける	
		世帯代表者	男・女		・	・	本人		1 医師の診断を受け自宅療養中 2 1ではないが、発熱やせき、喉の痛みなどの症状がある
			男・女		・	・			1 医師の診断を受け自宅療養中 2 1ではないが、発熱やせき、喉の痛みなどの症状がある
			男・女		・	・			1 医師の診断を受け自宅療養中 2 1ではないが、発熱やせき、喉の痛みなどの症状がある
			男・女		・	・			1 医師の診断を受け自宅療養中 2 1ではないが、発熱やせき、喉の痛みなどの症状がある
			男・女		・	・			1 医師の診断を受け自宅療養中 2 1ではないが、発熱やせき、喉の痛みなどの症状がある
			男・女		・	・			1 医師の診断を受け自宅療養中 2 1ではないが、発熱やせき、喉の痛みなどの症状がある
※避難所に滞在する方についてのみ記入してください									
家屋の被害状況		全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ その他 断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通 ・ トイレ使用不可							
親族などの避難先		(住所) ----- (氏名) ----- (電話・FAX)							
③	補助犬の同伴又はペットの同行	無 ・ 有 (種類: () 頭)							
④	記入された内容について問合せ等があったときに、住所、氏名等をお知らせしてもよいですか	親族		可 ・ 不可					
		知人		可 ・ 不可					
		国・県		可 ・ 不可					
		郵便局		可 ・ 不可					
		マスコミ		可 ・ 不可					
⑤	郵便物の配達先 ※④で郵便局への情報開示を可とされた方に限ります	①自宅 ②避難先 ③その他への配達 ※郵便局へ転居届を提出してください							
⑥	その他特記事項								
⑦	退出年月日	年 月 日							
	転出先の住所・電話番号								

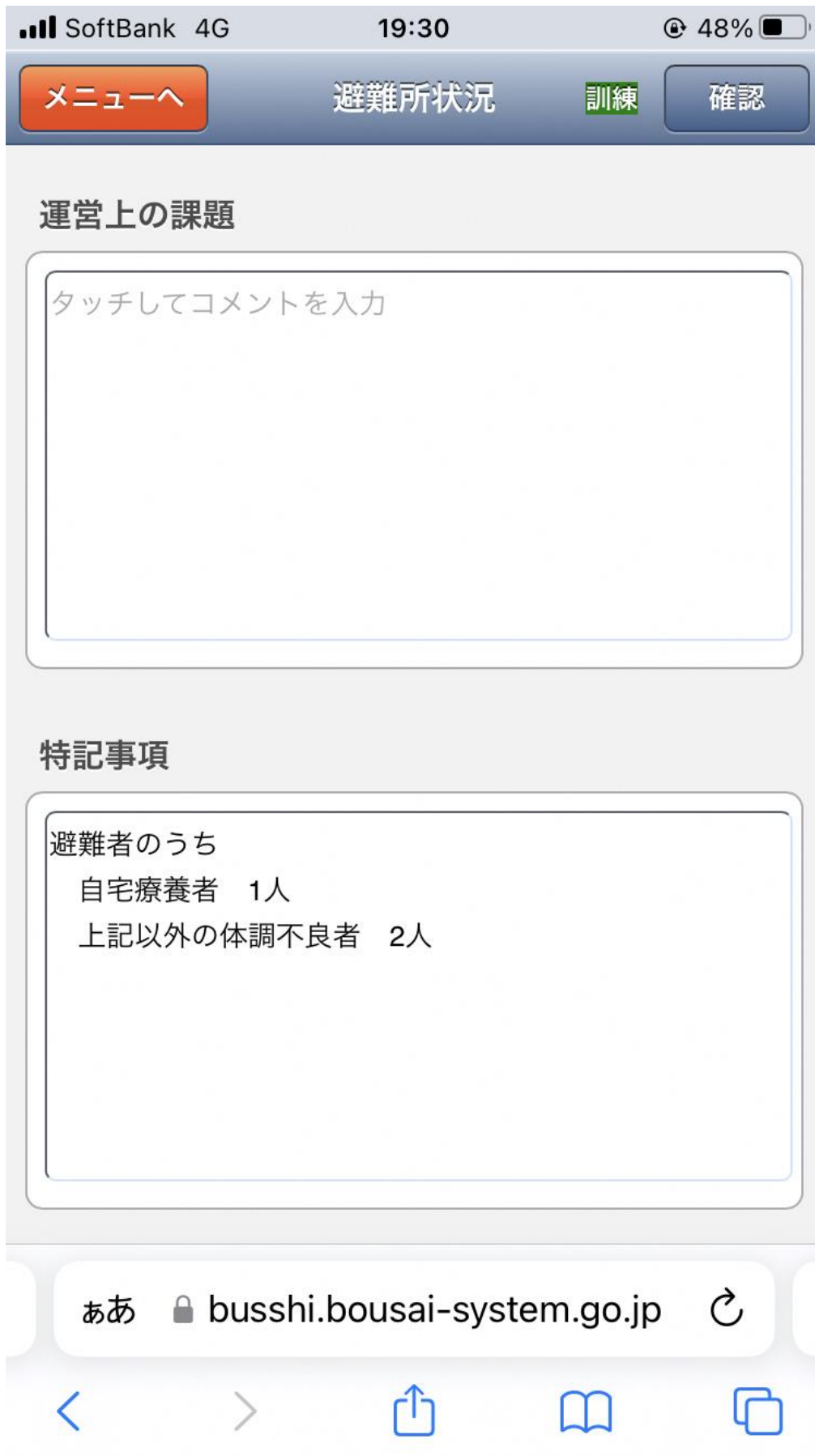
体調チェック表

避難者各自が保管し、健康観察の上、毎日記入してください

ふりがな	持病や要配慮項目について 該当を☑チェック	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 乳幼児がいる <input type="checkbox"/> 呼吸器、糖尿病等の疾患がある	<input type="checkbox"/> 介護や介助が必要 <input type="checkbox"/> 妊娠中である	<input type="checkbox"/> 障害がある
氏名				

月 日	避難時	/	/	/	/	/	/	/
体 温	°C 朝	°C 朝	°C 朝	°C 朝	°C 朝	°C 朝	°C 朝	°C 朝
数日以内に37.5°C以上の発熱があった	はい・いいえ	/	/	/	/	/	/	/
味やにおいを感じにくい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
息苦しさ、せき、たん、喉の痛みがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
強いだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
おう吐や吐き気が続いている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢が続いている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他の症状がある	はい・いいえ (具体的な症状)	はい・いいえ (具体的な症状)	はい・いいえ (具体的な症状)	はい・いいえ (具体的な症状)	はい・いいえ (具体的な症状)	はい・いいえ (具体的な症状)	はい・いいえ (具体的な症状)	はい・いいえ (具体的な症状)

※ 心配な点や気になる点がある場合は、市職員などの運営スタッフに申し出てください



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶
[こちらをクリック](#)



感染症対策物資一覧

【留意事項】

- ・ 各施設の備蓄状況や避難者の希望に合わせて使用してください。
- ・ 用途別に分けておりますが、あくまで一例です。必要に応じて別の用途でも使用可能です。
- ・ 全ての避難施設に配備済の備蓄物資には☆マークを付記しています。

I 避難者用（主に避難者が使用する物資）

○ 共通

① 滞在スペースの間仕切り（区画表示）

- ・ 段ボールパーティション
- ・ 避難所用テント
- ・ 段ボールベッド
- ・ アルミマット
- ・ エアマット
- ・ ポリフィルム☆
- ・ 養生テープ☆
- ・ カッター☆
- ・ ブルーシート

組み合わせで簡易間仕切りとして使用
※詳細は 20 ページ

○ 体調不良者

② 隔離対応

- ・ 段ボールボックストイレ
- ・ トイレ用凝固剤
- ・ トイレ用テント
- ・ 簡易ベッド（地区防災センターのみ）

II 運営委員会用（主に運営委員会が使用する物資）

③ 受付時

- ・ マスク☆
- ・ フェイスシールド☆
- ・ 体温計☆
- ・ 非接触式体温計☆

④ 消毒・清掃

- ・ アルコール消毒液
- ・ 消毒液用容器（ポンプ式・スプレー式）☆
- ・ 詰替用ホースポンプ☆
- ・ 消毒用ウェットシート☆
- ・ 使い捨て手袋☆
- ・ 蓋付きゴミ箱☆
- ・ コットン☆
- ・ ゴミ袋☆



⑤ 体調不良者ゾーン対応

- ・ 使い捨て防護服☆

感染症対策物資の規格・写真

I ① 滞在スペースの間仕切り（区画表示）

■ パターン1：平面の区画表示

- (1) テープやブルーシートにより区画表示し、居住スペースを確保します。
- (2) エアマットやブルーシートにより、感染源である床のほこりの吸い込みを防止します。

【使用物資】



養生テープ、エアマット、ブルーシート 等

■ パターン2：立体の区画表示

パーティションや屋内用テントを使用し、居住スペースの確保します。

【使用物資】


<p>段ボールパーティション（㈱安達紙器製）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置時の外形寸法： 幅 200cm×奥行 200cm×高さ 145cm ・保管時の外形寸法： 幅 143cm×奥行 18cm×高さ 62cm ・本体材質：段ボール、重量：約 11kg ・特長： 外箱に組立て手順の記載あり 1セットあたり約 4㎡ 2人用 2セットの連結で 4人用へサイズ変更可能 段ボールベッド2台、エアマット2枚の設置が可能な広さ ・効用： 社会的距離の確保、飛沫感染の防止、プライバシー保護 	 
<p>段ボールパーティション（セツカートン㈱製）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置時の外形寸法： 幅 195cm×奥行 195cm×高さ 145cm ・保管時の外形寸法： 幅 150cm×奥行 8cm×高さ 85cm ・本体材質：段ボール、重量：約 12kg ・特長： 外箱内に組立て手順書あり 1セットあたり約 4㎡ 2人用 2セットの連結で 4人用へサイズ変更可能 段ボールベッド2台、エアマット2枚の設置が可能な広さ ・効用： 社会的距離の確保、飛沫感染の防止、プライバシー保護 	 

<p>屋内用 テント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置時の外形寸法： 幅205cm×奥行205cm×高さ170cm（天井部） ・保管時の外形寸法： φ15cm×70cm ・本体材質：ポリエステル、ポール材質：FRP 重量：約2kg ・特長： 収納袋に組立て手順書あり 1セットあたり約4㎡2人用 天井部分がメッシュのため、完全な密室にならず、通気性を確保 段ボールベッド2台、エアマット2枚の設置が可能な広さ ・効用： 社会的距離の確保、飛沫感染の防止、プライバシー保護 	 
--------------------	---	---

■ パターン3：簡易間仕切りを作成する

以下の物資を用いて簡易的な間仕切りの作成ができます。

【使用物資】

<p>ポリフィルム</p>	<p>・外形寸法：幅95cm×長さ100m巻 厚さ0.022mm</p>	<p><組み合わせ例></p> 
<p>養生テープ</p>	<p>・幅50mm×25m、色付き</p>	
<p>カッター</p>	<p>・ネジロック式</p>	
<p>カラーコーン カラーバー</p>	<p>施設にある物を借用する ※ない場合は別のもので代用</p>	

I ② 体調不良者の隔離対応

体調不良者は専用のトイレを使用し、体調良好者との接触機会を抑制します。

■使用物資

<p>段ボールボックストイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組立後の外形寸法： 幅 64.5 cm×奥行 41 cm×高さ 50 cm ・保管時の外形寸法（5 台入）： 幅 66cm×奥行 26cm×高さ 43 c m ・本体材質：超耐水板紙 ・重量：1 台あたり 2.1kg ・特長：軽量で持ち運び簡単 耐水性が高く水拭き可能 ・効用：飛沫感染や接触感染の防止 	
<p>トイレ用凝固剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保管時の外形寸法： 幅 37cm×奥行 27cm×高さ 11cm ・内容量：蓄便袋 100 枚、便凝固剤 100 個、汚物袋 10 枚、受袋 2 枚、取扱説明書 2 枚 ・特長：小便・大便で使い切り 100 回分の使用が可能、消臭機能付き ・効用：接触感染の防止 	
<p>トイレ用テント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組立時の外形寸法： 幅 110 cm×奥行 110 cm×高さ 190 cm ・保管時の外形寸法（1 張分）： 幅 66cm×奥行 64cm×高さ 2.9cm ・本体材質：ポリエステル、重量：2 kg ・特長：軽量で持ち運び簡単、透けない素材 ・効用：用便時の目隠や接触感染の防止 	

II⑤ 体調不良者ゾーン対応

【使用物資】

使い捨て防護服

全避難施設へ配備してある防護服の仕様は以下のとおり

※1施設あたり Mサイズ4着、Lサイズ5着配備済

〔製品仕様〕

品名：防護服 デュポン社 タイベックソフトウェア2型

外形寸法：Mサイズ 胸囲 92～100 c m、身長 168～176 c m

Lサイズ 胸囲 100～108 c m、身長 174～182 c m

認証：JIST8115：2015 化学防護服のタイプ 5, 6 適合品

特長：フードにより頭部も防護、ファスナー部分から浸透を防ぐフラップ付き
手足の裾にしぼりを付け、フィット感と安全性を確保

〈参考〉化学防護服の JIS 規格 （出典：タイベック® 防護服の規格について）

化学防護服には JIS（日本産業規格）規格があります。JIS T8115:2015 化学防護服に関する規格で、化学防護服の分類、表示及び性能要求事項が定められています。

JIS T8115 においては、対象となる危険物質や化学防護服の構造に応じて、タイプが分かれており、そのタイプ毎に要求性能が規定されています。

化学物質を取り扱う事業場では JIS 規格認証品または適合した製品を使用する事が求められています。

下記は、タイプ別の分類名と弊社化学防護服の適合を表した表です。

タイプ1	気密服	自給式呼吸器を服内または服外に装着した気密服
タイプ2	陽圧服	外部から服内部を陽圧に保つ呼吸用空気を取り入れる構造の非気密形全身化学防護服
タイプ3	液体防護用密閉服	液体化学物質から着用者を防護するため、服の異なる部分間、服と手袋及び服とフットウェア間が対液体密閉接合した構造の全身化学防護服
タイプ4	スプレー防護用密閉服	液体化学物質から着用者を防護するため、服の異なる部分間、服と手袋及び服とフットウェア間が対スプレー密閉接合した構造の全身化学防護服
タイプ5	浮遊固体粉じん防護用密閉服	浮遊固体粉じんから着用者を防護するため、服の異なる部分間、服と手袋及び服とフットウェア間が対浮遊固体粉じん密閉接合した構造の全身化学防護服
タイプ6	ミスト防護用密閉服	ミスト状液体化学物質から着用者を防護するため、服の異なる部分間、服と手袋及び服とフットウェア間が対ミスト密閉接合した構造の全身化学防護服

長岡市
指定緊急避難場所・指定避難所
開設運営マニュアル
(感染症対策)

作成

令和6年5月

編集・発行

長岡市危機管理防災本部
〒940-8501 長岡市大手通 1-4-10
TEL : 39-2262
FAX : 39-2283
E-mail : bousai@city.nagaoka.lg.jp
